

ID: 227

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係

処分の概要	保険料の減免
例規名 根拠条項	名寄市介護保険条例 第13条第1項
例規番号	平成18年条例第137号

【根拠条文】

(保険料の減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことによりその者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた者

2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、前項第5号に該当する場合にあっては、市長が別に定めるところによる。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号
- (2) 年度、納期限及び保険料の額
- (3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

【基準】

根拠条文及び名寄市介護保険条例施行規則第32条の規定による。

(保険料の減免及び徴収猶予)

第32条 条例第12条及び第13条第1項第1号から第4号までの規定により、保険料の減免及び徴収猶予を受けようとする者は、介護保険料減免・徴収猶予申請書(様式第53号)を、条例第13条第1項第5号の規定により、保険料の減免を受けようとする者は、介護保険料減免申請書(第5号関係)(様式第53号の2)及び収入状況並びに資産の状況等が確認できる書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、保険料減免及び徴収猶予の

可否を決定し、介護保険料徴収猶予決定通知書(様式第54号)及び介護保険料減免決定通知書(様式第55号)により、当該申請者に通知するものとする。

- 3 条例第13条第1項第5号に規定する市長が特に必要と認めた者は、法第63条に規定する監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者で、その期間が1月を超えるものとする。
- 4 保険料の減免の範囲及び減免割合は、別表第3、別表第4及び別表第5のとおりとする。
- 5 条例第13条第1項第1号から第4号までに規定する保険料の減免については、第1号被保険者又はその世帯に属する世帯員の資産若しくは収入の状況、生活困窮からの回復見込み等の状況により、当該世帯の生計維持に支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 保険料の減免については、条例第13条第2項の規定による申請のあった日以降の当該年度の各納期の保険料とする。ただし、条例第13条第1項第5号に規定する保険料の減免については、別表第5に定めるところによる。

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	平成 30 年 6 月 15 日